

(別添資料)

消費・安全対策交付金事業の概要

家畜伝染性疾病の発生予防、まん延防止対策として、地域におけるバイオセキュリティの向上を推進するため、対策に必要な整備に要する経費に対し、その費用の一部を補助する。

(1) 補助事業の内容

① 消毒機器の購入

② 飼養衛生管理向上施設整備（野生動物侵入防止柵、離乳豚舎前室、車両消毒エリア、鶏舎入気口フィルター、細霧装置、分割管理の導入に係る施設整備）

※野生動物侵入防止柵の整備は、豚飼養農場においては規模拡大等により新たに整備する必要が生じた場合に限る

(2) 補助率

事業費の 1/2 以内

(3) 事業実施主体

① 市町村

② 農業協同組合

③ 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体で、次の要件を満たしているもの

- ・ 代表者の定めがあること
- ・ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること

④ 生産者の組織する団体で、次の要件を満たしているもの

- ・ 代表者の定めがあること
- ・ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること
- ・ 防疫対策の実施を目的として設立された団体で、畜産農家 3 戸以上により構成されていること。

⑤ 特認団体

知事と関東農政局長が協議して適当と認める団体

(4) 事業の実施方針

事業実施主体は、事業実施計画の策定にあたり地域協議会を開催し、必要な助言及び指導を受け、適正かつ効率的な事業の実施に努めるものとする。